

**「文化芸術」「世界遺産登録活動」をさらに応援**

# 元氣なまちづくり基金ができました

市では、「元氣な市民と、元氣なまちづくり」をキャッチフレーズに市民と一緒にまちづくりを進めています。これまで市民の元氣な活動を「人づくりでまちづくり基金」で応援してきました。今回はさらに、「文化芸術」や「世界遺産登録活動」の充実を図っていくため、「元氣なまちづくり基金」としてリニューアル。この基金を活用して、宗像をもっと元氣にしたいと思います。

■問い合わせ先  
市民活動交流室 ☎(36)0311

2つの分野をさらに応援

これまでの「人づくりでまちづくり基金」では、子育て、環境、福祉などのさまざまな市民活動・ボランティア活動を応援して、市民主体のまちづくりを進めてきました。今回は、特に「文化芸術」と「世界遺産登録活動」の2つの分野の充実を図るため、人づくりでまちづくり基金に積み増しし、「元氣なまちづくり基金」としてリニューアルしました。

この将来像を目指すため、例えば、市内の小学生が宗像ユリックスで本物の文化芸術を鑑賞できるようにするなど、すべての市民が文化芸術を鑑賞・体験できる環境を充実させていきます。

そのほか、文化芸術的資源を保存・活用・継承する活動を支援するなど、この基金を活用していろいろな重点プログラムを展開しながら、文化芸術のまちづくりを推進していきます。

①文化芸術の振興

文化芸術の振興を通じて、総合的なまちづくりを進めるために策定した「文化芸術のまちづくり10年ビジョン」では、「文化芸術をもっと宗像が好きになる」を将来像として掲げました。

②世界遺産登録活動の推進

市では、ユネスコの世界遺産暫定リストに記載された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録を目指し、市民と一緒に活動を進めていきます。

この基金を活用して、郷土の歴史を学んだり、貴重な遺産を次世代に守り継いだり、郷土愛をはぐむよ

申請を受け付けます

この基金を活用して、これまでの人づくりでまちづくり事業補助金のほか、文化芸術を活用したまちづくりを推進するため、新たに文化芸術活動事業補助金を創設しました。

人づくりでまちづくり事業補助金と文化芸術活動事業補助金の平成23年度分の申請を受け付けます。

(1)人づくりでまちづくり事業補助金

子育て、環境、福祉など、人づくりやまちづくりにつながる活動を支援し、市民の力で宗像をもっと元氣にしていくための補助金です。

(2)文化芸術活動事業補助金  
地域伝統文化の継承や活用、文化芸術の次世代育成活動など、文化芸術を活用したまちづくりを推進する活動を支援する補助金です。

(3)元氣な島づくり事業補助金  
離島振興基金を活用して、元氣な島づくり事業補助金で大島・地島を元氣にしていきます。この補助金は、大島・地島と両島以外の交流を図る活動など、大島・地島の振興を図る活動を支援する補助金です。

表1	(1) 人づくりでまちづくり事業補助金			(2) 文化芸術活動事業補助金			(3) 元氣な島づくり事業補助金
	(ア) 個性豊かなむなかたづくり事業	(イ) 企画提案型事業	(ウ) 次世代育成事業	(エ) 文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業	(オ) 地域伝統文化継承及び活用活動事業	(カ) 文化芸術の次世代育成活動事業	
対象となる活動などの内容	個性豊かなむなかたづくり、人材育成につながる活動	市のプロジェクト推進などに寄与すると認められる、あらかじめテーマを設定された事業(表2参考)	子育てや次世代を担う青少年などの健全育成につながる活動	文化芸術を通じた交流、文化芸術をまちづくりに活用する活動、文化芸術の担い手を育成する活動など	地域伝統文化を後世に継承する活動、地域振興やまちづくりに活用する活動など(地域伝統文化としての事前認定が必要)	文化芸術の分野で青少年らを育成する活動など	離島と離島以外の人の交流促進、定住化促進、健康づくり、環境保全などに関する活動
対象となる団体	▽市内に活動拠点を持つ3人以上で構成する市民活動団体 ▽大学などの研究機関で3人以上で構成する団体			市内に活動拠点を持つ3人以上で構成する市民活動団体			▽市内に活動拠点を持つ3人以上で構成する市民活動団体 ▽大学などの研究機関で3人以上で構成する団体
補助対象経費	①報償費(講師への謝金など) ②旅費 ③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費) ④役員費(郵送料、保険料など) ⑤委託料 ⑥使用料及び賃借料 ⑦原材料費 ⑧工事費(設計監理費を含む) ⑨設備費(備品購入費など) *⑧は(イ)企画提案型事業のみ、⑨は(イ)企画提案型事業と(オ)地域伝統文化継承及び活用活動事業が対象						
補助率	3分の2	10分の9	4分の3	3分の2	4分の3	4分の3	4分の3 (4年目、5年目は2分の1)
限度額	50万円						
最長継続年	3年						5年
申請期間	3月28日(月)~4月22日(金)17:00必着						
申請書提出先 問い合わせ先	市民活動交流室 ☎(36)0311		市民活動推進課 ☎(36)1540			地域活性化推進室 ☎(36)1725	

表2 募集テーマ		
テーマ	概要	担当課
コミュニティ運営協議会との連携促進事業	市民活動団体が持つ専門性をコミュニティ運営協議会が持つ地域のネットワークと連携させ、より効果的な事業を実施することで、地域の課題解決を図る	市民活動交流室 ☎(36)0311

要項を確認してください。募集要項と申請書類は、3月28日(月)から市役所・情報コーナー、市民活動交流館(メイトム宗像)、各地区コミュニティセンターの窓口で配布します。また、市ホームページ = <http://www.city-munakata.lg.jp/> からダウンロード可。

銀行で、ほけんの話、しませんか?

ココロがある。コタエがある。  
西日本シティ銀行

## NCB ほけんプラザ

相談無料! 何度でも無料!

保険の専門スタッフが、中立的な立場で、親身にご説明!

土・日・祝日も 休まず営業!

ご相談は、ゆっくりとお話できるよう、予約制となっております。

http://www.ncbank.co.jp/

宗像 ☎0120-172178  
天神 ☎0120-144880

※お問合せ等はこちらのフリーダイヤルへお掛けください。

NCBほけんプラザ 宗像  
宗像市くりえいと1-5-1 (赤間支店内)

JR赤間駅より徒歩10分  
サンリブくりえいと宗像内

NCBほけんプラザ 天神  
福岡市中央区天神2-5-28 (NCBアルファ天神出張所内)

西鉄福岡天神駅より徒歩5分  
天神岩田屋本館ビル横

営業時間 平日/10:00~19:00 ※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5月5日は除きます。  
休日/10:00~17:00